

一般社団法人 山形県介護支援専門員協会会誌

# ケアマネ通信 やまがた No.2

## 一般社団法人 山形県介護支援専門員協会に 期待するもの

一般社団法人 山形県社会福祉士会  
理事長 安部 久



山形県介護支援専門員協会  
が一般社団法人として新たに  
スタートしたこと誠におめで  
とうございます。

介護保険は、保健・福祉・  
医療サービスを一体的に提供  
し、わが国の高齢社会を支え  
る制度として誕生しました。

その中にあって介護支援専門員は介護保険の理念の実現、利用者の尊厳と自立を目指すケアマネジメントを担う新たな職種です。施行された介護保険制度は居宅サービス事業者、施設サービス事業者、保険者も未知の世界であり、介護支援専門員の実務は、学んだことだけでは解決できない多くの課題があり、専門職同士の横の繋がりが大きな頼りでした。そのような状況下、山形県介護支援専門員協会（協議会）は、平成12年から設立の準備を行い、早くも平成13年に結成されました。その頃、居宅のケアマネであった私にとっても地区支部の研修会や専門職同士の情報交換は大変有意義でした。

これまで任意団体であった山形県介護支援専門員協会が一般社団法人化されることによりこの組織は社会的に承認され、その目的の遂行に努めなければなりません。昨年度まで山形県が実施していた介護

支援専門員研修課程Ⅰ、Ⅱの研修受託も大きな事業です。私も受講生の一人ですが、過去の経験が生かされたとても充実した内容の研修であるとの印象を持ちました。

山形県介護支援専門員協会及び介護支援専門員に期待することの第一は、日本介護支援専門員倫理綱領の遵守です。介護支援専門員は事業を営む法人に所属し、業務を遂行しなければなりません。事業所の指示と介護支援専門員としての使命に齟齬が生じる場合も当然あります。そのような時、倫理綱領は判断の拠りどころとなります。第二は、介護支援専門員、ケアプランの質の向上に努め、介護保険の理念である高齢者の尊厳の保持、自立支援の実現により一層努めていただくこと。第三は、地域包括ケアの実現のためには介護保険サービス、医療サービス、インフォーマルサービスなど高齢者の状態に応じ多職種との連携が必要であり、そのための知識技術を備えた介護支援専門員であること。第四は、利用者の身近な代弁者として、解決できない課題の社会資源の開発、保険者への意見具申、介護支援専門員の意見の集約により山形県介護支援専門員協会としての介護保険制度の在り方に対する政策提言等もその役割と考えます。

介護支援専門員は介護保険法に位置づけられたソーシャルワーカーです。その対象者は社会的支援を必要とする生活困難者であり、社会福祉士の援助の対象でもあります。介護支援専門員、社会福祉士とも福祉の専門職として協力し、誰もが住みやすい地域社会の実現に取り組まなければならないと考えているところです。

### 一般社団法人山形県介護支援専門員協会に期待するもの

一般社団法人 山形県社会福祉士会 理事長 安部 久	1
日本介護専門員協会都道府県支部長会議の報告	2
平成23年度 第2回理事会報告	4
地区支部報告	5
相談窓口（ケアマネ110番）より	8

書籍紹介	8
委員会報告	9
研修受託事業委員会より	10
会の動き	10
コーヒータイム	12
編集後記	12

## 日本介護専門員協会 都道府県支部長会議の報告

日 時 平成23年8月5日(金) (東京四谷)

### I. 報告事項

#### i) 協会運営状況

支部の組織率、会員数などについての報告あり。

#### ii) 代議員選挙について

代議員を出せなかった支部あり。この代議員は2年間の任期であるが、代議員が居ない支部は、社員総会に自分たちの声を届けることもできないので、何らかの補選をした方が良いのではとの意見あり。

#### iii) 東日本大震災の対応

被災した会員については年会費の免除をする。

#### iv) 協会を巡る最近の状況 (以下の内容について 介護保険分科会から「論点」を紹介)

①施設ケアマネジャーの役割と評価については、協会として現行規定の整合性を図り、施設でのケアマネジャーがマネジメントプロセスをしっかりと行える環境が整うように主張する。この課題の解決が最優先されそう。

②区分支給限度基準額に関する調査では、サービスの組み合わせが貧困として、週間ケアプランについては「見直す余地がある」が9割だったとの報告。

③ケアマネの人事費の考え方について、現行介護保険は5区分。国家公務員は7区分であるのでそれを考慮しての社会保障審議会介護保険給付費分科会で検討される。

④24時間地域巡回型訪問サービスについての論点は、ア. 利用者の心身の状況に応じて必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供→訪問看護が必要にもかかわらずそのタイミングを逃すケースがあるということから、厚生労働省老人保健健康増進等事業として「医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入などに向けた課題に関する調査」が認められたと考えられる、イ. 24時間の対応体制の確保→厚生労働省老人保健事業推進費等補助金として「24時間地域巡回型訪問サービス提供体制におけるケアマネジメントのあり方の調査」が認められている、ウ. 介護・看護サービスの一体的提供、エ. 人材確保・経営の安定、の4つである。

⑤小規模多機能型における医療ニーズについては、「小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの基準・報酬については、ア. 利用者のニーズに応じて、通い、訪問介護、訪問看護及び宿泊のサービスを柔軟に提供する、イ. 看護・介護サービスの一体的提供、ウ. 人材確保、経営の安定化の3点検討すべき。

⑥医療と介護の連携については訪問看護報酬について、ア. 入院から在宅生活への円滑な移行、イ. 医療が必要な重度の要介護の在宅生活を支えるための適切な訪問看護サービスの提供に則り検討すべき。

⑦リハビリテーションについては、生活期のリハビリテーションについては重要視されている。療養病床再編成をより一層進めるために、介護療養病床や介護療養型老人保健施設の基準／報酬などについて対応を検討する。

⑧中医協における「医療と介護の連携」の議論では、退院支援としての活動として、ア. 特養において、医療提供及びケアマネジャーのあり方や個室ユニット推進方策を基準・報酬と共に検討が必要ではないか、イ. 老健において在宅復帰・在宅療養支援機能を高める方策と老健における医療提供のあり方を基準・報酬と共に検討すべきではないか、ウ. 特定施設入居者生活介護において、医療提供のあり方、特定施設入居者生活介護の空室の短期利用について、基準・報酬と共に検討が必要ではないか、が検討されている。

⑨高齢者住まいの主な論点として、高齢者の住まいの普及促進を図り、施設入所ではなく、「サービス付き高齢者向け住宅」において、入居者が重度化しても安心して暮らすことができるようになるため、ア. 24時間対応の定期巡回／随時対応サービスなどのサービスと組み合わせて入居者が重度化しても対応できるように、またサービス付き高齢者向け住宅を拠点として地域に展開して行くことによる地域包括ケアの実現について、イ. サービス付き高齢者住宅により提供される安否確認・生活相談などの『サービス』と介護保険により提供される『サービ

ス』との連携について、それぞれの視点にたって基準・介護報酬を検討すべき。

⑩認知症については、認知症への対応にあたり、医療と介護と地域それぞれの役割とその間の連携についてどう考えるか、認知症高齢者グループホームにおける医療提供のあり方について要検討。

⑪生活期のリハビリテーションの役割について、ア. リハビリテーションを包括的に提供できる地域のリハビリテーション拠点の整備、イ. 通所リハビリテーションにおける提供サービスが通所介護と類似しているという指摘に対してのサービス提供のあり方、ウ. 訪問リハビリテーションの果たすべき役割について、リハ専門職の果たすべき役割や他職種との関わりなどについてどう考えるか、エ. ア～ウのリハビリテーションの量と質をどう担保するか、を検討する。

#### v) 社会保障と税一体改革成案について

(1)医療・介護について①地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図るために、診療報酬では病床機能の分化と強化、在宅医療の充実や、平均在院日数の減少・外来受診の適正化を行い、介護報酬では、地域包括ケアシステムの構築とケアマネジメントの機能強化、介護予防・重度化予防などをめざし、体系的見直しと基盤整備のための一括的法整備を行う。

(2)保険者機能の強化を通じて医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化をはかるものである。

#### vi) 福祉用具における保険給付のあり方について

導入時にしっかりしたアセスメントが必要であり、ケアマネジャーにおいても多少の専門性が求められている。

#### vii) 厚生労働省老人保健健康増進等事業等について

主幹は厚生労働省であり平成23年度介護支援専門員研修改善事業費を受託。平成23年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金は、①24時間地域巡回型訪問サービス提供体制におけるケアマネジメントのあり方の調査、②レスパイトケアの推進に資する短期入所（生活介護及び療養介護）のあり方に関する調査→9月末までに中間報告を求められている。次期改正にこの調査が根拠として採用されるので8月お盆過ぎに届くアンケートへの協力を呼びかけること（居宅ケアマネ4000名、施設4000カ所）③医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入などに向けた課題に関する調査、④介護

支援専門員研修受講管理システム・生涯学習体型実施体制の推進事業、⑤勇美記念財団在宅医療助成金についてのブロック研修での活用が伝達。

#### viii) 協会の今後のスケジュール

9月3日(土) 仙台シルバーセンター、先着300名『東日本大震災復興支援フォーラム』を開催。11月18日開催予定、第2回都道府県支部長会議

#### ix) ブロック会議及びブロック研修について

勇美財団では「看取りをテーマにした研修を開催するときには10万円を補助する用意がある」としてブロック研修会での活用の呼びかけがあった。

#### x) 兵庫県支部から

兵庫県支部の調査研究委員会の活動結果を基に、日本介護支援専門員協会に対して介護保険制度及び報酬面での課題解決を要望する文書が紹介された。

### II. 意見交換（グループワーク 参加：山口・熊本・神奈川・広島）

i ) 地域協会・都道府県協会・日本協会という三層構造を確立するために、ii ) 会員入会の促進について、2つのテーマでグループワークをした。

\*政令指定都市のある神奈川県、広島県などは、県の組織と政令指定都市の組織団体がどう協働していくかが課題である。

\*日本協会、県支部、政令都市の団体、という構造の中で全ての団体に会員として所属するには会費が必要。会費そのものを安くしないと入会者は増えない。

\*三層構造ができている支部は30～50%くらいだった。

\*元々の県支部創設（地域・保険者単位や事業者連携だった等）が三層構造を作りにくくしている場合と、日本協会の値上げによって三層構造を断念して（県支部会員でも、県支部会員のままの人と日本協会の会員になる人を認めた支部が多くあった）日本協会会員と支部会員が一致しない支部も多い。

\*入会促進案として「山形県研修一回無料クーポン」案に対し各都道府県協会の反応は好評であった。

### III. 東北ブロック検討会（休憩時間に行なった）

11月上旬にブロック会議と研修会を行う。会場は宮城県でテーマは未定。開催規模は200名。山形県からは最低10名以上の動員。ブロックの会費として2万円の請求が来る。ブロックから日本協会の委員を選出する件については、宮城県からの提案を受け、各県協会でふさわしい人材を委員として選出することとした。

## 常務会・理事会報告

### 平成23年度 第2回理事会報告

とき 平成23年9月24日(土) 17時～  
ところ 山形市総合福祉センター  
参加者 折居、島崎、佐藤(裕)、星川、遠藤、丹野、佐藤、菅原、伊藤(喜)、大沼、伊藤(義)、加藤、荒木、岡寄、佐藤(祐)、富樫、村山、吉田、佐藤(貴)、佐藤(知)

#### 1. 県協会主催研修会について

研修委員会より現在の進捗状況の報告があり。講師に山田圭子氏（群馬県前橋市地域包括支援センター、群馬県介護支援専門員協会理事）を依頼し、11月19日(土)午後1時半ごろから、テーマとして介護福祉士を基礎資格に持つケアマネの「強み」を伝えてもらうような内容を検討している。

#### 2. 各委員会活動について

##### 〔広報〕

会誌「ケアマネ通信 やまがたNo.1」を7月に発刊。任意団体時の会誌をベースに一部デザインの変更とカラー入れて編集した。現在No.2の原稿依頼中。次号は紅葉のイメージのカラーを使う予定。今後も同様に継続していく。

##### 〔調査研究〕

昨年度実施した調査のまとめ作業を実施している。今年度から会員へのアンケート用紙を会誌と同封し始めたが、気づかない会員もあり。

機能するように検討していく。福祉用具のヒヤリハット情報のアンケート日本協会より協力依頼あり。

##### 〔研修受託事業〕

専門研修Ⅰ終了。申し込み245名、終了者210名。専門研修Ⅱは10月24日より開始。初回更新と2回目以降の更新では日程を分けて開催。助川日本協会副会長から講師。1日目は山形で合同の会場、以降は山形・庄内にわけ

て開催。

##### 〔サポート〕

相談件数について4月・5月は少なめだったが、その後増。これまでのトータル55件。内容としてはマネジメントに関するものが多い。掲示版に「事例集」を見ての感想あり。研修会のみでメリットが感じられなかつたが事例集を見て良かった。今後も継続希望。入手希望の問い合わせもあり。

ホームページについてより充実をとの会長からの方針あり。あらためて理事自己紹介の掲載をする。

##### 〔総務〕

会員増を目指したい。新規入会申込数40名（9月21日現在）。現会員数540数名。退会20数名。

規定類を整理し規定集の作成を検討していく。リストアップ作業を行っていく予定。

#### 3. 各支部活動について

##### 〔山形〕

7月24日(日)、第38回研修会。9月2日(金)、第39回研修会。9月14日(水)、村山地区にて開催された「大腿骨頸部骨折」に関する連携についての研修会へ参加。在宅への連携・かかりつけ医、ケアマネの連携を強化することが課題のこと。11月13日(日) 40回研修会予定。『元気になるケアマネ～困難事例を乗り越えるコツを知ろう～』

講師 『笑う介護士』袖山卓也氏が講師。

##### 〔村山〕

6月12日(日) 総会開催。木村会長のビデオメッセージの上映、事例集の紹介を行う。37名の参加。ケアマネんぼの会開催。温泉にて宿泊。11名参加。10月30日 司法書士を講師に「遺言書の書き方」をテーマに開催。

##### 〔庄内〕

総会後の活動はなし。県協会主催の研修会を庄内も協力していきたい。支部便り作成中。

#### 4. 平成23年度新規入会者の承認について

新入会申込者40名入会あり。申込者の承認は理事会で行なうことが定款に定められているが、理事会が3カ月程度に1回が原則となっており、理事会での承認されてから会員として対応するの現実的ではない。実際には申込時点では資料などの送付を行っている。しかし会費納入まだの者5名あり。扱いをどうするかが議論される。個別に督促作業を行い、納入時点では会員として承認すると決定。

#### 5. 報告：（ ）は報告者

- (1) 日本介護支援専門員協会  
第3回社員総会（佐藤知）
- (2) 日本介護支援専門員協会

平成23年度都道府県支部長会議（佐藤副会長）

- (3) 高齢者保健福祉推進委員会（佐藤副会長）
- (4) 第1・2回山形県在宅医療推進協議会  
(佐藤事務局長)
- (5) 在宅療養連携推進に係る検討会（島崎副会長）
- (6) 介護紫煙専門員指導者会議（村山）

#### 6. その他

多くの会員から、研修会の場やホームページへの掲示版に「介護報酬改定」について伝達講習をしてほしいとの声があり。以前開催したように、今回の介護報酬改定時にも、開催を検討することになる。

次回理事会予定 平成23年12月3日(土)

## 地区支部報告 (最上・村山・山形・庄内・置賜)

### 最上地区支部

#### ＜一般社団法人化について＞

山形県介護支援専門員協会が念願の法人化を果たしました。ご苦労された担当者の方々にお礼を申し上げます。

法人化によって、「自治体と契約しやすくなる。」「組織力のアップにつながる。」などが議論されておりましたが、法人格を持つことによって介護保険制度の中で介護支援専門員の現場からの意見を反映しやすくなる事が、最大の目的と考えております。

平成24年度には診療報酬と介護報酬が同時改定されますが、その大きな節目の時に法人化できたことは大きな意味をもつと思います。法人格を持ったことで国への意見の集約、県や市町村に対する要望がしやすくなるとともに責任もまた重くなることを自戒し、原点に立ち返り、この制度のキーマンは介護支援専門員、ということを忘れないでいたいものです。

#### ＜本年度研修会＞

第1回目 平成23年6月1日

テーマ：「東日本大震災を体験して  
～被災地からの報告～」

講 師：居宅介護支援センター ぱれっと  
所長 柳谷 理恵氏

今年の3月11日に起こった「東日本大震災」。今回の研修会のテーマは、石巻にて同系列のデイサービスを営んでいる講師の実姉による震災リポートを報告して頂きました。マスメディアの情報と違い被災の現実を知る貴重な報告を頂きました。

第2回目 平成23年11月11日(金)

テーマ：「緩和ケアについて」

講 師：「緩和ケア概論（仮題）」

県立新庄病院 救急部長 石山 智敏氏

「緩和ケアにおける薬剤使用（仮題）」

同病院 薬剤主査 菅原 亮氏

「新庄病院における

緩和ケア提供と手続（仮）」

同病院 緩和ケア認定看護師

齊藤 優子氏

2回目の研修は多職種連携取組みの一環として、県立新庄病院、最上総合支庁との共催で、他の医療、福祉関係者と一堂に会した研修を行いました。

## 村山地区支部

### <一般社団法人化に期すること>

今年度より、介護支援専門員協会が一般社団法人となりましたことに対しては、県からの研修事業の委託等、社会的に認められる団体として、今まで以上に、介護保険の中核となり、連携の要となり、色々な事業を行っていくことが望ましいと考えています。又希望としては、多職種団体として連携がスムーズになる様な事業を企画し、一致団結して行って欲しいと思っています。

### <事業報告>

平成23年度村山地区支部総会及び第1回研修会が6月12日(日)東根市さくらんぼタントクルセンターで開催されました。

総会では、22年度事業報告及び決算報告、23年度事業計画及び予算案が承認されました。

その後の研修会では、第1部として、一般社団法人山形県介護支援専門員協会設立報告総会時に寄せられた日本介護支援専門員協会木村会長のビデオメッセージを用い、介護保険制度の最新情報と今後の動きなどを伝達しました。

第2部として、県協会で作成した「ケアマネ相談事例集」を用いて、県協会サポート委員会副委員長の村山正市氏より講演をいただきました。講演では、これまでのサポート委員会の流れや最近の相談内容の特徴や、実際、質問集に掲載されている相談事例から数例について説明いただきました。現在、高専賃や有料老人ホーム等が増える中で、それぞれの施設の特徴や選択時の留意事項などについて、「費用」、「介護をどこまでしてくれるのか」、「状態が悪化した場合や入院時は退所扱いとなるのか」、「立地条件」、「経営者」、「防災設備」、「共有スペースはあるか」等々の確認すべき事項があることや見学の方法など、具体的にお話しいただき、今後、実務に活かせる研修となりました。

また、7月17日(日)には、小松の湯で11人の参加を得てケアマネんぼの会を開催しました。会員相互の親睦をはかる目的で、これまで開催されてきたこの会ですが、今年度からは、支部事業に位置付けて開催を行いました。

第2回研修会は、10月30日(日)午後2時より寒河江ハートフルセンターにおいて23名の参加者

で行われました。

講師は、山形県司法書士会村山支部長、菅井実先生。第1部は「相続と遺言について」第2部は「成年後見制度について」実際の事例を基に分かり易く説明していただきました。

## 山形地区支部

この度、山形県介護支援専門員協会が法人格を取得できたことは、大変うれしく思います。ますます、公益的な立場、対応が求められますが、大いに貢献できたらと思います。

地区支部の要望として、山形県地区支部の集合体が県協会と言う事も踏まえ協会には皆の意見を吸い上げるシステムが必要だと思います、一部の考えを押し付ける事のない様にしたいものです。

今年度、これまで2回の研修会を開催しました。以下に報告いたします。

### <第38回研修会>

7月24日(日)、「若年性認知症の方への地域生活支援～就労型支援活動ジョイントの実践報告～」のテーマで講師に比留間(ひるま)ちづ子氏(作業療法士・若年認知症社会参加支援センタージョイント所長)とジョイントのメンバー(若年認知症の当事者)大塚氏と北川氏をお招きし、山形市総合福祉センターにて開催されました(参加者約50名)。

内容は前半に比留間氏より、若年認知症の症状・障害像の解説とジョイントの活動内容の紹介があり、後半は大塚・北川両氏による当事者の立場からのお話を頂きました。

若年認知症と高齢期の認知症の大きな違いは、「世代」そのものであり、この前まで現役で働いていた人が、突然その場を失ってしまうことと、自分の障害にどのように向き合うかが大きな課題となること。また認知症の疾患の種類により認知障害のあり方が異なり、その方の行動障害も変わってくること、そのことにより必要な援助の内容も異なることが講師から分かりやすく説明していました。

またジョイントは「就労型」というように、メンバー各自が名刺を持ち、またそれぞれの役割を持ち、昼食は近くの飲食店で外食をするという、そして、様々なグッズを製作し、販売しており、「職場」という体裁を大切にしているようでした。若年認知症の支援は制度化されておらず、当事

者・家族・支援者がつながり、声を上げていくことの重要さも強調されていました。

### 《第39回研修会》

9月2日(金)、「訪問看護との連携について～ターミナルケアの事例を通して」のテーマにて、社団法人山形県看護協会訪問看護ステーションやまがたの、訪問看護とケアマネジメントの実践をされている明日(ぬくい)浩子氏を講師に、山形市総合福祉センターにて開催されました(参加者約20名)。

研修の前半は「訪問看護ステーションやまがた」の状況についての説明、後半は、ターミナルケアの事例をご紹介して頂きました。医療と福祉の連携という観点から、在宅でのターミナルケアのポイントとして、「本人・家族が在宅ケアを望んでいる」「症状コントロールができる」「往診する医師、訪問看護師がいる」「24時間対応の緊急時体制がる」「介護力がある」「体位前より十分な情報があり、受け入れ体制が整えられる」などが挙げられ、主治医、看護師、ケアマネジャー、ヘルパーなどサービス事業者が連携がとれ、信頼関係があることの重要さも強調されており、死を迎える時期にその本人を周囲の者がどう支えるのがいいかを改めて考えさせられる研修会でした。

### 庄内地区支部

平成23年5月28日(土)の13:30～15:30に三川町ふれあい館において平成23年度庄内地区支部総会、第23回研修会を開催いたしました。参加人数は41名でした。総会では、平成22年度報告、平成23年度事業計画について、提案通り承認されました。

以下、研修会について報告いたします。

テーマ：「相続と遺言について」

講 師：鶴岡市公証役場

公証人 横川七七一 氏

研修では、遺産・相続・遺言・成年後見制度・ライフプランと尊厳死宣言と構成されており、とてもわかりやすく、丁寧にご講義をいただきました。私たち介護支援専門員は幅広い知識が要求される職業であり、利用者の死後の事も含め相談される場面に出会うかもしれません。また、利用者本人の権利を守る意味でも、大切

な内容だと感じました。

県協会が法人化され、庄内地区支部では、さらにケアマネジャーの応援をしていきたいと考えております。また広く他職種と交流を持ち、機会があれば市民参加の活動をしていきたいと考えています。

### 置賜地区支部

今年度、山形県介護支援専門員協会が一般社団法人格としてスタートし、様々な事業が幅広く展開できる様になりました。また、法人格を持つことにより、一般市民や介護支援専門員からの信用はより厚くなったと思います。反面、協会に対する期待やニーズは益々高くなつた訳です。

さて、当置賜地区支部は、平成15年3月15日に、当時山形県介護支援専門員協議会の会長であられた、今は亡き三須良彦先生の働きかけにより発足した団体でした。支部としては県内で最後に発足したことを記憶しています。支部会員数は発足当初から多少の増減はありましたが、現在では前年度より13名増加し102名と三桁に達した状況にあります。支部活動については、会員等に対する研修事業が主なものですですが、研修に参加する会員も昨年度あたりから徐々に増え、今年度6月に開催した第1回研修会においては、山形県の長寿社会課長梅津宏明氏からのご講演をいただき、その参加者数が76名と過去最高となりました。私ども支部役員として大変な喜びであると同時に、会員皆様に対して如何にスキルアップのお手伝いができるか、様々なご期待に応えなければと“責任”を痛切に感じたところです。

今年度第2回研修会は、支部役員並びに関係者のご協力で、来る12月10日(土)南陽市えくぼプラザにおいて開催される運びとなりました。講師は、ケアマネジメントの実務に関する著書を多数出版されている成澤正則氏をお迎えし、「介護報酬算定等にあたっての具体的留意事項」と題してご講演を頂戴いたします。“知っているようで知らない”報酬算定の仕方、知って得するケアマネスキルアップ術を習得できると思います。是非ご参加ください。 (置賜地区支部 皆川 善典)

## 相談窓口(ケアマネ110番)より

このコーナーでは、山形県介護支援専門員協会相談窓口に寄せられたご相談と回答などをお伝えします。

### 区分変更申請中の住宅改修について

#### 質問

現在、介護保険の区分変更申請中です。そして入院していますが、退院を勧められており、段差解消をして退院の方向で考えています。杖歩行でしたが、肺炎になってから車椅子状態となりました。まだ認定調査もされていません。認定結果が出る前に住宅改修の事前申請をして改修することはできるでしょうか。また、工事業者は内金をお願いしたいとのことです。家族、病院としては改修後退院を考えています。償還払いになることは家族へも説明済みです。

#### 回答

介護報酬等に係る Q&A Vol.2 一覧に関係の項目があります。

#### Ⅲ 住宅改修費関係 ③その他 6 【入院(入所)中の住宅改修について】

Q: 「現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことはできるか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。」

A: 「入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。」とあります。

新規で申請する場合は病院にて面談を行い医療情報や利用者の基本情報等の収集を行い、家屋調査を行つてから課題を分析し暫定でケアプラン作成後、サービス担当者会議において住宅改修の必要性を検討されながら事前に保険者へ相談する事をお勧めします。

検討した内容は住宅改修が必要な理由書へ介護支援専門員が記載し保険者へ提出する事になります。

介護保険事業者向けQ&A＜介護サービス＞住宅改修10（平成21年1月4日現在）の中の、

24 Q: 「要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。」

A: 「要介護（要支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことができます。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象となりませんので、改修費用は全額自己負担になります。」

退院を前提としての支援ですので、万が一退院ができなくなった場合は改修費が保険適応にならない（実費負担）ため、家族へ説明しておく必要がありますのでご注意ください。支払い方法として「償還払い」（利用者がいったん費用の全額を支払、還付手続きの申請を行うことで、後から改修に要した金額の9割が、支給限度額の範囲内で払い戻される形になります。）の方法と、最初から改修費用の1割を業者に支払うだけで済む「受領委任払い」がありますので参考ください。

### 書籍紹介

#### 「空中ブランコ」

著者：奥田 秀朗  
書店：文藝春秋社

このタイトルから、どんなストーリーが想像できるだろう。開いてみてびっくり。「精神科」がテーマなのに、どこか身近であたたかくて、ふっと笑いが込み上げる。

奥田秀朗の直木賞受賞作であるこの作品には5つの短編が収録され、それぞれの話の主人公が精神科医の治療（？）を受けていくという話題作だ。多彩な悩みを抱えた登場人物がいるが、一番インパクトが強いのは、なんといっても「伊良部総合病院」の精神科医・伊良部一郎、その人だ。ミニスカで無愛想な看護師を連れ、「いらっしゃ～い」と出迎え、初診でいきなりビタミン注射。時には患者の職場に入り込み、ひっかきまわし、患者にまで疎まれつつも、いつの間にか症状は消え去っている。

心因性嘔吐症の患者に、伊良部は「何かむかつくことがあるから、ほんとにむかついて吐いちゃうわけだよね」と言う。人間の心と身体のつながりは、意外に強い。それは逆に、心からの笑いや楽しみは、私たちを自然に健康へと導くものとも言えよう。人間が持つ「ありのままの治癒力」に気づかせてくれる、そんな作品である。



# 委員会報告

## 調査・研究委員会

「会員の皆さまの声をお聞かせください！」  
ということで、前回の会誌から、皆さまへのアンケート用紙を同封しております。しかし、前回は会誌に挟み込まれていたことから、見つけていただけなかつたらしく、声をお聞きすることができませんでした。

今回こそ見つけていただき、アンケートへのご協力を、どうぞよろしくお願いします！

(委員長 丹野克子)

## 広報委員会

会誌の内容はいかがでしょうか。1号から目次を変えて、一部デザインを変えてみています。表面だけではなく、より充実した内容にしていきたいと思います。現在は会務の状況の報告をすること、日本協会の状況を山形の立場から報告するおとなどに努めているつもりです。こんな記事が欲しいなどのご意見・要望ありましたら、ホームページ、事務局へのメール、FAXなどにてご連絡願います。より会員のニーズはなにかの把握に努めて参ります。また投稿なども大歓迎です。

(委員長 佐藤 知生)

## 総務委員会

介護支援専門員専門研修Ⅰが終了し、Ⅱが始まっています。一つの事業を全員野球で完成し、さらなる一歩を進めていきたいものです。また、介護保険制度の改正を目前にして、ますます会員の数の力が必要と感じています。専門研修や県、地区の研修会を通して一人でも多くの方が当協会に入会してくださるように、仲間作りに力を注いでまいります。

(委員長 島崎 みつ子)

## 研修委員会

11月19日(土) 13時～15時 東北公益文科大学 研修センターにて本年度第1回の研修会を開催しました。

案内させて頂いていたように、講師に群馬県前橋市地域包括支援センター西部副センター長の山田 圭子先生をお招きし『介護福祉士を基礎資格とするケアマネの強み』と題しご講演頂きました。

多数の皆さんのご参加ありがとうございました。

(委員長 遠藤 彰則)

## サポート委員会

例年、秋の訪れとともに相談件数も減ってきていますが、各事業所において業務が順調に遂行しているからでしょうね。ただ一人ケアマネさんから、「どこの誰に相談してよいのかわからない」と耳にすることが少なくありません。

「ケアマネ相談事例集」を発行しましたので、参考にしていただけたらと思っています。会員の皆様へはお送りしましたが、非会員で欲しい方は事務局までご連絡ください。印刷代（千円）にてお分けしています。また、サポート委員会では、会員ケアマネからの相談のみならず、非会員ケアマネからの相談にもお答えしておりますので、ちょっとした質問でも遠慮なくご相談ください。入会していただけたら、より幸いです。

(委員長 荒木 昭雄)

## 財務委員会

来春の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けて、様々な議論がなされる時です。当協会は、自己研鑽および地域・各職能団体の連携の場であると共に、現場にいるケアマネの声を地域に、県に、国に届ける役割をもっています。法人化により一回り大きくなった団体として、ケアマネの意見を改定に反映させましょう。

県から受託した介護支援専門員専門研修事業が順調に推移しております。事務局から会員の皆様、受講生の皆様に連絡を差し上げることがあります。精確な会計業務遂行のため、ご協力をお願いします。

(委員長 岡寄 千賀子)

## ===== 研修受託事業委員会より =====

今年度から山形県より介護支援専門員の現任研修（更新研修（実務従事者）専門研修Ⅰ・Ⅱ）を受託しました。7月4日から8月12日まで6日間の専門研修Ⅰ課程を無事に修了することができました。忙しい中、貴重な講義を頂きました講師の先生方に心より厚くお礼申し上げます。今後もご指導頂きますようお願ひいたします。また、受講者の方も熱心に受講頂きました。研修の運営では、理事各位の協力を得て修了することができました。ありがとうございました。なお、受講者数212名、修了者210名でした。

10月から11月にかけて専門研修Ⅱ、更新研修が行われます。この研修を修了しないと介護支援専門証の更新が出来なくなり、実務に就くことができなくなります。忘れずに受講下さい。初日は介護老人福祉施設じょうもんの郷施設長助川未枝保先生（日本協会副会長）をお招きして講義を頂くことになっています。専門研修Ⅱ、更新研修について、初日は山形会場だけですが、受講者の利便性を考慮し、内陸会場と庄内会場の2つの会場で開催いたします。居宅系、施設系も分けて研修を行います。実務経験や能力を配慮して初回の専門Ⅱ対象者（実務経験3年以上）と2回目の更新の実務経験者と分けて研修することにいたしました。

（委員長 村山正市）

## ～会の動き～

### ○平成23年8月5日(金) 13時～ (東京四谷 主婦会館プラザエフにて)

日本介護専門員協会 平成23年度第1回 都道府県支部長会議（佐藤副会長出席）（報告は特集にて）

### ○平成23年8月9日 13時30分～ (山形県庁にて)

高齢者保健福祉推進委員会（佐藤副会長出席）

この会議は、平成24年度～26年度高齢者保健福祉計画を立案するための会議であり、長寿社会課（梅津課長）としては、「多くの意見を寄せていただき、その意見を組み立て、計画を作成したい」という姿勢をもっている。当日は委員から以下のような意見・質問が述べられた。

まず、○看護士の育成について、質の高い介護サービスを受けられるようにするために看護師不足を解消して欲しい。○若年性認知症の人の受け皿がない。○認知症の人への有効なアプローチ方法を計画に乗せるべき。

○認知症と栄養という点での問題もあるはずなので、それらも計画の中に盛り込んで欲しい。

○24時間包括ケアの体制について、県内にニーズがあるのか。県内でモデル事業の手上げをしてもらったが、1件の事業所も無かった。移動30分圏内に要介護4～5人が90名居ないとビジネスにならないという試算がある。○特養の増床について、特に個室ユニットの整備と料金については、民生委員代表からは「県内の年金受給者は国民年金が70%、その他厚生年金が30%で個室ユニットには、国民年金の人は入りづらい。介護保険法において被保険者があるサービスを使えないのはおかしい。」と発言。老健施設の委員からは「特養の入居者と老健の入所者では、負担限度額の補助に大きな差があるので是正してもらいたい」と発言。老施協からは「多床室と個室のバランスを考えること。ユニットケアをすることは良い。」との発言。

山形県としてはさらに意見を求めるとしている。また、山形県県老人クラブ連合会からは、会員が半減していることについて訴えがあった。

当会代表として出席した佐藤副会長は以下の発言をしている。「基本方針として大きく3つ提案（①元気な人はそのまま元気に、②介護予防をしないといけない人には介護予防を、③介護を受けなくてはならない状態になっても質の高いサービスを）」されていたが、視点が1つ足りない。『要介護高齢者でも社会参加が必要。人の役に立てるようにする環境整備を』を4つめの柱にして欲しい。

県として是非検討したいと返答があり、また長寿社会課では、委員や団体からの意見を常時待っているとの意向が述べられた。

### ○平成23年8月26日(金) 16時～・9月21日(水) 17時～ (山形県医師会館にて)

第1・2回山形県在宅医療推進協議会（佐藤事務局長出席）

標記の会は、四師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会）+ケアマネ協会+@+県の構成で、在宅医療全般について協議する会。在宅医療の推進のためにこれまで複数の会議があったが進んでいないのが現状。昨年度県の医師会が県知事と折衝し厚労省をあてにせず、県独自で活動することになった。当会の折居会長がこの会に医師会の立場から参加している。

第1回では作業の進め方の大枠を決定。参加団体からそれぞれ在宅医療に関する課題をも持ち寄ること、ワーキンググループを作り、そこで課題を検討していくことになる。第2回では持ち寄った課題が報告され、ワーキンググループのメンバーが検討された。

### ○平成23年9月8日(木) 15時～(村山保健所にて)

#### 在宅療養連携推進に係る検討会（島崎副会長）

「在宅療養連携推進に係る検討会」は、村山保健所主催で、山形市周辺・西郡・北郡の三ヶ所で同時に開催。多職種が集まり事例報告や研修会、そして在宅療養に関する「手引き」作りが大きな仕事となっている。その内容を以下に報告する。

まず、在宅医療推進に係るこれまでの取り組み状況について報告があり、今回問題となったのは健康診断書について、である。

サービス利用前の健康診断の取扱いについて、「サービス利用前の健康診断の費用負担とサービス提供拒否について」に対し、サービスを提供する前に利用者に健康診断を受けるように求めることはできるか。また、健康診断書に係る費用の負担をどのように取り扱うべきか。

##### ・施設系サービス並びに痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の場合

利用者が相当期間以上集団的な生活を送ることが想定されることから、健康診断書の提出等の方法により利用申込者についての健康状態を把握することは必要と考えられ、主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものと考えられる。また、こうした求めに利用申込者が応じない場合にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものと考えられる。

##### ・それ以外のサービスの場合

通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることが可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考える。しかし、こうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。利用者からの緊急な申し込みにも対応するという役割を担うべきことから、利用申込者からの健康診断書の提出がない場合にもサービス提供を拒否することは適切ではない。

今後は健康診断書の様式について、何が必要で何が不必要か検討していくことになった。

また、ワーキンググループとしては「がん患者と向き合う方の在宅療養支援のための手引き」をがん以外にも広げ、見直しを行うこととなった。

### ○平成23年10月25日(火) 認知症疾患医療連絡協議会（大手門パルズ：山形市）（佐藤副会長出席）

### ○平成23年11月3日(木) 日本介護支援専門員協会 東北ブロック研修会および東北ブロック会議

## ～今後の動き～

### ○平成23年12月3日(土) 第3回理事会

## ..... ケアマネ相談事例集あります .....

会員に配布させて頂いた「ケアマネ相談事例集」の在庫があります。非会員の方には1部1,000円にてお分けしています。ご希望の方は事務局までご連絡ください。またホームページの掲示版に以下の事例集への声がありましたので、掲載させていただきます。

「これまで、協会に入会していても年2回ほどの研修会位であり、メリットを感じませんでした。会費が無駄のような感じでした。介護支援専門員協会に入会していて、この度、会報とともに「ケアマネ相談事例集」が送付されました。その内容を見てみて、会員になっていてよかったと思いました。自分でできていないところや知らなかった事を気づかせて頂きました。できれば、毎年とは言いませんが、2年に1回程度は「相談事例集」を発行していただけたらと思います。会員のための協会であってほしいと思います。ありがとうございました。」



いよいよ秋も本番ですが、春と秋の七草のいわれとなぜその草なのかを調べてみました。春の七草は当初は草ではなく、七種の穀物を粥にして食べたといわれていますが、鎌倉時代にいつのまにか七種の野草に変わりました。どれも春先の寒い時期に緑色をしている野草を食べて、早く暖かい春が訪れるのを待とうという気持から始まったとの事です。一方、秋の七草は「万葉集」の山上憶良の歌『萩が花尾花葛花なでしこの花女郎花また藤袴朝顔（キキョウ）の花』に由来するとされています。どちらの季節の草花も人の住む野や山などに生えている草花です。いつでも目に付く場所にあり、手を伸ばせばすぐ入手できるものを使ったのではないでしょうか。春の七草は食べるもので、秋の七草は見るもの、というのが大きな違いです。春の初め（2月頃）の新鮮野菜が不足する頃に、野草でビタミン補給し、体調を整える習慣であったと思われます。七草粥として習慣が残されていますね。秋の七草は、冬に向かう頃の観賞用の植物です。萩の花 尾花 葛花 撫子女郎花 藤袴 朝顔の花で、『万葉集』の山上憶良の歌が起源とされています。春の七草は、食用野草を中心となっており、野菜の乏しい季節に、七草を粥にして正月七日に食べ、邪気を払い縁起を祝うという慣わしがあります。

秋の七草は、それぞれに美しい花をめでるだけでなく、厳しい冬に備えて藁草として保存利用しようとしたものです。万葉人は自然を愛する豊かな心を持ち、生活に自然を生かす知識をもっていたことがわかります。秋の美しい花々を眺めながら、万葉の豊かで美しい心に触れてみたいと思います。  
(N・W)

### 【あなたの投稿募集】

会員の皆様からの投稿を募集しています。希望のある方は連絡ください。

#### 広告掲載について

広告掲載についても出来る限り応じます。  
(当会規定の広告料あり)

連絡先 〒990-0021 山形市小白川町2-3-31  
山形県総合社会福祉センター内  
山形県介護支援専門員協会広報委員会  
Tel 023-615-6565  
Fax 023-615-6521  
E-mail yacm@lapis.plala.or.jp

### 編集後記

そろそろこたつが恋しい季節となり、我が家でもストーブが活躍し始めました。最近気になることは、恵まれた環境に住んでいる私にとってこれから益々寒くなる被災地の方々のことです。そんな時、被災地への協力として、微力ながらも、我が家のことと布団を被災地に送らせて頂くことになりました。がんばろう東北、皆さんと一緒に本当に頑張って頂きたいと思っています。  
(N・W)

朝・晩めっきり寒くなりました・・・

この度の専門研修を受講しましたがそこで感じたことは、介護支援専門員の責任・役割の重さでした。この「資格」を手にしたことは「社会と契約」したこと。常にご利用者や家族、社会の評価に値する仕事をしていかなければいけないとしみじみ感じ、今後もしっかり勉強と経験を積み重ねていきたいと思いました。  
(i.kiku)

暑かった夏もいつの間にか過ぎてしまい、寒さへ向かって季節は変わっています。自分はなかなか変わらず。ですが周囲も自分も良い方向へむいて行きたいものです。  
(S・O・T)

私の通勤経路は信号が少なくエコ運転し易いのですが最近はビュンビュン抜かれます。トラックの「がんばろう！東北」の文字…虚しい。  
(H.H)

今年はじゃがいも、里芋、さつまいも、黒豆豊作である。どんな料理で食べようと考えている。自宅で作った物を家族で食べられる事に感謝と幸せを実感。  
(ここ)

### 一般社団法人 山形県介護支援専門員協会会誌 ケアマネ通信 やまがた No.2

発行日／平成23年11月15日

発行人／折居 和夫

発行所／山形県介護支援専門員協会

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

山形県総合社会福祉センター内

TEL 023-615-6565 FAX 023-615-6521

E-mail : yacm@lapis.plala.or.jp

印刷・製本／株式会社 誠文堂印刷

〒990-0043 山形市本町1-7-50

TEL 023-632-2910 FAX 023-632-2912